

令和 6 年監査公表第 4 号（住民監査請求）

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、住民監査請求の提出があり、同条第 4 項の規定により、監査を実施したので、その結果について、同条第 5 項の規定に基づき、公表する。

令和 6 年 3 月 22 日

半田市監査委員 西 川 承

半田市監査委員 岩 田 玲 子

住民監査請求に係る監査の結果について（通知）

令和 6 年 1 月 15 日付け、提出のありました地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づく、住民監査請求について、監査した結果は、次のとおりであり、同条第 5 項の規定に基づき、通知する。

第 1 監査の請求

1 請求人

半田市 ■ ■ 町 ■ 丁目 ■ ■ 番地の ■
■ ■ ■ ■

2 請求書の提出

令和 6 年 1 月 15 日

3 請求の要旨

請求人から提出された住民監査請求書に記載された事項に基づく、請求の要旨は、以下のとおりである。

●令和 6 年 1 月 15 日付け、住民監査請求書（7 枚）

地方自治法 242 条 1 項の規定に則り、以下の監査請求を提出しますので、必要な措置を求めます。

第 1. 請求の趣旨

請求人は、令和 5 年 11 月 1 日に半田市監査委員に住民監査請求に対する（令和 5 年 10 月 16 日に提出しています。）請求人からの陳述を実施しました（書証 1. です。）。

この陳述の議事録を同委員事務局が作成し、その議事録を市総務課経由で請求人に開示しました（書証 3. です。）

ところが、陳述議事録の内容に、半田市監査委員（西川と岩田）が発言していない内容を発言したことになっている部分が複数か所あり、公文書改ザンが認められます。

この陳述議事録の作成責任者は、同事務局の局長であり、公文書改ザンには、二人の監査委員が加担しています。

従って、この三人に支給した給与・報酬 50 万円を半田市長は、半田市に返納して弁償するよう請求します。

（なお、50 万円の根拠は、次頁に記しています。）

第 2. 請求の理由

請求人から半田市監査委員室での住民監査請求制度に基づく市監査委員への陳述行為は、地方自治法 242 条 6 項で規定する法的行為です。この請求人による陳述の状況は、市監査委員事務局が録音しています。この録音データを日本語文に反訳した同事務局作成文書も存在します。

そして、録音データ（電磁記録）と、その反訳文書のいずれも公文書です。

この公文書の内容を改ザン（追記、改変）しますと、刑法 156 条違反（虚偽公文書作成等）となり犯罪です。

半田市監査委員事務局と同監査委員は、この犯行をこれまで繰り返し行っていて、犯罪体質にあります。

その状況について、以下で具体的に記述します。

1. 令和 5 年 11 月 1 日陳述について

令和 5 年 10 月 16 日付けの住民監査請求書を提出した請求人は、令和 5 年 11 月 1 日にその請求書についての陳述を市監査委員に実施しました。請求人は、前もって同事務局に陳述書を提出（書証 1.）していたので陳述日当日には、その陳述書を読み上げる方法で若干の補足を加えて市監査委員に口頭で説明しました。

この陳述の状況は、同事務局が全て録音していました。

その後の請求人と同事務局との間のやりとりは、次の通りです。

（1）請求人から同事務局への陳述議事録作成についての要望を提出。

令和 5 年 11 月 6 日に請求人から同事務局に「令和 5 年 11 月 1 日（水）午前 9 時から実施した住民監査請求書に関する請求人陳述に対する議事録作成について（お願い）」と題する文書（書証 2.）を提出して、次の要望を行いました。

ア. 陳述議事録に監査委員が発言した内容を正しく反映してほしい。

ⅰ. 不当な公金の支出について、請求人が陳述していた際に、西川委員が「規則でそうしている」旨の発言をした事実。

ⅱ. 請求人が陳述を終えた後、岩田委員が「ポスター作製費の契約は、他の市議員に尋ねたところ皆さんが、印刷会社が示した額そのままです。」という旨の発言があった事実。

イ. ポスター作製費用が各市議員それぞれバラバラであることについて、請求人が次の意見を述べた事実。

「選挙が実施される都度、バラバラである事実を半田市役所の職員は把握しています。ところがこれまで市職員は、何の問題提起もしていません。」

ウ. 陳述の議事録の早期作成を求めた。

(2) 請求人が半田市に陳述議事録を開示請求した。

令和5年12月15日に請求人から半田市に、同年11月1日に実施した陳述の議事録を開示請求しました。半田市は、同年12月21日に市監査委員事務局作成の「陳述議事録（半田市議会議員一般選挙の選挙用ポスター印刷代）」と題する文書（書証3.）を請求人に開示してくれました。

請求人は、開示された陳述議事録の内容を確認したところ、次頁の不正な録音データの反映がされていることが分かりました。

(3) 陳述議事録の不正反訳の内容

市監査委員が陳述会場で発言していない内容があたかも発言したがごとく、陳述議事録（書証3.）が作成されていました。

その内容は、次の通りです。

ア. 西川委員の次の反訳部分は、虚偽です。

「そのルールがおかしいってね、■ ■さんの問題提起は、確かな視点かなと感じております。ルールがこれでいいのかどうかというのも含めましてですね、こういった問題提起に対してですね、調べていきたいというふうに思ってます。」

「あの、まあ、そういう視点っていうのはね、非常に重要だと思いますし、ただ、まああの推定でね、話をもっていくっていうわけにはいかないもんですから、その辺は少しあの、時間をいただきたい。」

イ. 岩田委員の次の反訳部分は、虚偽です。

「それもちよっと原因の1つなのかもしれない。」

「まあちよっとそこらへんで、なぜそんなに開きがあるのかっていうことは知りたいなと思う気持ちはします。」

上記のア. イ. 以外にも不正に反訳されている部分があるように思いますが、細かい部分の指摘は、止めます。

上記のア. イ. の内容を市監査委員事務局と二人の監査委員が録音データを不正に反訳した理由は、請求人が、同事務局に書証2.（議事録作成への要望書）を提出したことを意識したものと思われます。

(4) 事務局作成の陳述議事録の作成遅延。

令和5年11月1日午前実施した請求人陳述の議事録の作成が大巾に遅延（令和5年12月21日に請求人に開示した。）しています。事務局が多忙であるとの理由以外に、録音データをありのまま反訳せず、二人の監査委員が不正に反訳するよう口出しをしたのではないかと、請求人は推察しています。

(5) 請求人が半田市に録音データの再生音聴取を請求した。

請求人は、半田市から陳述議事録（書証3.）の開示をうけたその日に、市監査委員事務局が請求人による陳述状況を録音したデータを再生して聴取させていただくよう半田市に情報開示請求を提出すると同時に、大至急聴取許可していただくよう求めました。

その請求書は、書証4. です。

ところが年内に聴取できず年越になりました。

市監査委員事務局作成の陳述議事録には、前述しているような不正な反訳がされていることは明白でした。

新年早々、録音データを再生してその内容を聞いても気分を害するのみで、請求人にとってプラスにはなりません。請求人は、市総務課の担当者に、その旨をお伝えして、聴取を辞退しました。

市監査委員事務局は、二人の監査委員と結託して、録音データ編集機能を不正に活用して、録音編集している可能性が高いからです。

同様の不正を数年前に同事務局が行ったことがあったからであり、今回も同様の不正対応を行っているとの推察がつくからです。その時の不正の内容は、書証 5. に添付している、令和 4 年 8 月現在付け文書の赤色アンダーラインの部分です。

2. 50 万円を半田市長に弁償を求める根拠

半田市の監査委員と同事務局による住民監査請求制度への不正運用は、今に始まったのではなく、かなり以前から、行われていました。この不正に対し、請求人は、これまで種々の方法で改めていただくよう求めてきました。

ところが住民監査請求への半田市政の運用は、全々、改まることなく、現在も不正・不当のままです。その責任は、市長です。

(市の体質です。)

請求人は、令和 6 年 1 月 12 日付けの「監査の各種不正への対応について（お伝え）」と題する文書（書証 5.）を作成して、半田市監査委員に提出しました。

書証 5. には、半田市政が不正・不当な制度運用を行ないつづけることに対して、請求人もそれ相応の対抗で応じる旨を具体的に記述していますので、一読下さい。

本住民監査請求書では、請求人からの陳述について、市監査委員と同事務局が陳述議事録を不正作成したことに対する半田市長への弁償請求です。

・市監査委員事務局局長 1 月分給与 48 万円	}	計 50 万円
・市監査委員 1 万円×2 人 2 万円		

i 陳述議事録の作成責任者は、事務局の局長です。

(そして、議事録不正作成は、刑法 156 条違反であり、市の過払額は、給与 1 ヶ月相当と考えた。)

ii 市監査委員は、議事録不正作成に加担しており、報酬の内、各 1 万円支払不要とした。

第 3. 証拠方法（書証 1. ～ 5.）

・書証 1. 令和 5 年 11 月 1 日付け、請求人作成、半田市監査委員あて

「選挙用ポスター作製費の件 請求人の陳述書」

・書証 2. 令和 5 年 11 月 6 日付け、請求人作成、市監査委員事務局あて

「令和 5 年 11 月 1 日（水）午前 9 時から実施した住民監査請求書に関する請求人陳述に対する議事録作成について（お願い）」

・書証 3. 令和 5 年 12 月 21 日付け、半田市長作成、請求人あて

「自己情報開示決定通知書」

(2023.11.1. 9'00'～9'17' 陳述議事録 4 枚を開示)

・書証 4. 令和 5 年 12 月 21 日付け、請求人作成、半田市長あて

「自己情報開示請求書」

(書証 3. 陳述議事録の録音レコードの再生を求めた。) → 不正反証があるため

- ・書証 5. 令和 6 年 1 月 12 日付け、請求人作成、半田市監査委員あて
「監査の各種不正への対応について（お伝え）」

以上

第 2 監査の要件審査

令和 6 年 1 月 15 日に提出された「住民監査請求書（7 枚）」は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 1 項及び第 2 項に規定する要件について、所定の要件を具備しているものと認め、令和 6 年 3 月 1 日付けで受理を決定し、同日付けで請求人へ通知した。

なお、「第 2. 請求の理由」において、「陳述行為は、地方自治法 242 条 6 項で規定する法的行為です。」と記載されているが、「証拠の提出及び陳述の機会」に関する条文について、正しくは「地方自治法第 242 条第 7 項」に規定されている。ただし、監査の結果に影響を及ぼさないことから、請求人に対して、補正を求めている。

第 3 監査の実施

1 請求人による証拠の提出及び陳述の機会

法第 242 条第 7 項の規定に基づく、「請求人による証拠の提出及び陳述の機会」には、令和 6 年 1 月 12 日付けで、請求人から、書面（辞退）の申出により、証拠の提出及び陳述の機会を放棄している。

2 監査の対象事項

請求人から提出された「住民監査請求書（7 枚）」の「第 1 請求の趣旨」には、「陳述議事録の作成責任者は、同事務局の局長であり、公文書改ざんには、二人の監査委員が加担しています。従って、この三人に支給した給与・報酬 50 万円を半田市長は、半田市に返納して弁償するよう請求します。」と記載されている。

したがって、公文書改ざんに伴う、法第 242 条第 1 項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当するか否かを対象とした。

なお、本住民監査請求の内、請求人の主張する「監査委員の報酬の支払い」については、法第 199 条の 2 の規定に基づき、西川承 識見監査委員及び岩田玲子 議会選出監査委員が除斥としたことを申し添える。

第 4 監査委員が認定した事実

法第 242 条第 8 項の規定に基づく、監査対象部局については、監査委員事務局の局長から、次のとおり、事実を確認及び聴取した。

- 1 令和 6 年 2 月 9 日（金）、監査委員室内において、両監査委員により、保存されている音声データと、既に（令和 5 年 12 月 21 日付け 5 半総第 837 号）情報公開している「陳述議事録（半田市議会議員一般選挙の選挙用ポスター印刷代）」を照合した。照合した結果、音声聞き取りづらい部分については、その内容が適切に反映されていない点が認められたが、その部分は、住民監査請求の監査結果に影響を及ぼさないものである。この点を除いては、適切に議事録

は作成されている。

- 2 監査委員事務局の局長は、半田市監査委員事務局規程（昭和 63 年 3 月 30 日監査委員規程第 1 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の命を受け、事務局の事務を掌理し、所属職員を指揮監督しており、陳述の機会の議事録作成に関して、監査委員から、特段の指示を受けたことは一切なく、また、事務局職員が議事録作成の過程において、議事録の内容を削除及び加筆等の操作を行った事実も一切ない。
- 3 請求人は、陳述の機会の議事録の内容について、議事録が改ざんされているとの主張から、令和 5 年 12 月 21 日付け、半田市個人情報保護条例（平成 18 年 3 月 28 日条例第 1 号）第 16 条第 1 項の規定に基づき、保有個人情報の開示を要求し、個人情報担当部局（総務部総務課）と監査委員事務局が日程及び環境（会議室の確保・機器の貸出等）調整したにも関わらず、請求人の自己都合により、音声データと陳述議事録の内容確認を放棄した。
- 4 前述「第 4 監査委員が認定した事実」の 3 に記載のとおり、音声データと議事録との整合性の確認を行わない状態であるにも関わらず、令和 6 年 1 月 15 日に陳述議事録の改ざんを理由として、監査委員の報酬及び監査委員事務局長の給与について、返納・弁償を求める住民監査請求書が提出された。
- 5 監査委員事務局の局長の勤務状況等は、「地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）」第 27 条第 3 項に基づき、懲戒免職を受けておらず、正当な理由もなく勤務を欠いた事実もなく、勤務状況に全く問題はない。

第 5 判断

違法又は不当な公金の支出との主張について

- 1 法第 242 条〔住民監査請求〕第 1 項では、「普通地方公共団体の住民は、当該普通地方公共団体の長若しくは委員会若しくは委員又は当該普通地方公共団体の職員について、違法若しくは不当な公金の支出、財産の取得、管理若しくは処分、契約の締結若しくは履行若しくは債務その他の義務の負担がある（当該行為がなされることが相当の確実さをもって予測される場合を含む。）と認めるとき、又は違法若しくは不当に公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理を怠る事実（以下「怠る事実」という。）があると認めるときは、これらを証する書面を添え、監査委員に対し、監査を求め、当該行為を防止し、若しくは是正し、若しくは当該怠る事実を改め、又は当該行為若しくは怠る事実によって当該普通地方公共団体の被った損害を補填するために必要な措置を講ずべきことを請求することができる。」と規定している。
- 2 前述「第 4 監査委員が認定した事実」の 1 に記載のとおり、音声データと陳述議事録（半田市議会議員一般選挙の選挙用ポスター印刷代）を照合し、音声聞き取りづらい部分については、その内容が適切に反映されていない点が認められた。しかし、その部分は、住民監査請求の監査結果に影響を及ぼすものでなく、この点以外では、適切に議事録は作成されていることから、違法性は認められない。
- 3 前述「第 4 監査委員が認定した事実」の 2 に記載のとおり、監査の対象となっている局長は、半田市監査委員事務局規程（昭和 63 年 3 月 30 日監査委員規程第 1 号）第 3 条第 1 項の規定に基づき、監査委員の命を受け、所属職員を指揮監督し、適切に監査・審査・検査等の事務を処理しており、法令等を遵守している観点から、適法性を確保している。

- 4 前述「第4 監査委員が認定した事実」の5に記載のとおり、「地方公務員法（昭和25年法律第261号）」第27条第3項の規定に基づく懲戒免職を受けておらず、正当な理由もなく勤務を欠いた事実もなく、勤務状況に全く問題はない。

「半田市職員の給与に関する条例（昭和29年3月30日条例第12号）」第4条第3項の規定では、「任命権者が前項に規定する基準に従い決定し、第1項の給料表により職員に給料を支給しなければならない。」と規定されている。懲戒処分を受けておらず、正当な理由なく勤務を欠いていない局長に対して、「半田市職員の給与に関する条例」に基づく、給与等を支給することは、前述のとおり、当然のことである。給与等は、「半田市職員の給与に関する条例」及び「半田市会計管理者事務決裁規程（平成20年3月28日訓令第5号）」に基づき、適正に手続きが行われている。

上記の理由から、局長の給与の支払いに関して、法第242条第1項に規定する「違法又は不当な公金の支出」に該当せず、半田市に損害が発生している事実は、認められない。

第6 結果

本住民監査請求の内、請求人の主張する「監査委員の報酬の支払い」に関して、法第199条の2の規定に基づき、西川承 識見監査委員及び岩田玲子 議会選出監査委員が除斥されたことから、監査することができない。

本住民監査請求の内、請求人の主張する「局長の給与の支払い」に関しては、法第242条第11項の規定に基づく監査委員の合議により、措置の必要性は認められないことから、理由がないものとして棄却する。

以上